



業 務 委 託 契 約 書

公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、以下に関する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 「障害者世帯のライフコースに関する調査研究」実施業務委託
（注意義務及び委託期間）

第2条 乙は、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって、 年 月 日
から 年 月 日までに委託業務を完了するものとする。

（申出義務）

第3条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適切な箇所があると認めたとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費）

第4条 甲は、乙に対し委託業務の費用（以下「委託費」という。）として、 金
円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

（委託業務実施計画書の提出）

第5条 乙は、この契約の締結後 10 日以内に委託業務実施計画書を甲に提出しなければ
ならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認め
るときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

（業務の調査等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について、乙に対して
報告を求め、又は自らその調査をすることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは
請け負わせ、又はこの契約により生じる権利義務を譲渡してはならない。

（監督員）

第8条 甲は、監督員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければなら
ない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、乙又は乙の業務遂行責任者に対する指示、承諾又は協議を行う。

（業務遂行責任者）

第9条 乙は、業務遂行責任者を定め、書面によりその氏名等を甲に通知しなければな

らない。業務遂行責任者を変更したときも同様とする。

2 業務遂行責任者は、業務の処理に関し、この契約に基づく乙の一切の権限（委託費の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 業務遂行責任者は、業務に精通する者でなければならない。

4 業務遂行責任者は、業務に関し十分な経験及び資格を有する者でなければならない。
（委託業務完了報告書等の提出）

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく書面により甲に報告しなければならない。

（審査及び完了）

第11条 甲は、前条の規定による報告を受けたときは、10日以内に審査を行うものとする。

2 乙は、前項の審査に合格しないときは、直ちに契約書及び仕様書の内容に適合するように手直した後、再び甲の審査を受けなければならない。

3 委託業務は、甲が審査を行い、かつ審査に合格したと認めたときに完了するものとする。

（委託費の支払）

第12条 乙は、前条の規定による審査に合格したときは、書面により業務委託費の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けた日から起算して30日以内に委託費を支払わなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第13条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間までに業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、業務委託費から出来形部分に相応する業務委託費を控除した額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により第4条の規定による業務委託費の支払が遅れた場合には、乙は、遅延日数に応じ、当該業務委託費の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（審査遅延の場合における損害金等）

第14条 甲がその責めに帰すべき理由により第11条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から審査をした日までの期間の日数は、第12条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、当該遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、満了したものとみなす。この場合において、乙は、その超える日数に応じ、前条第3項の計算の例により計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(損害賠償責任)

第 15 条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき
- (2) この契約締結後の事情の変化により委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (3) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができなとき。
- (5) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）であるとき。

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であるとき。

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等であるとき。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。

オ 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等提供又は便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与しているとき。

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結しているとき。

- (6) 前各号のほか、乙が法令等又は契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認められるとき。

(委託費の処理)

第 17 条 甲が前条により契約を解除した場合、甲は委託業務のうち、甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。

(秘密の保持等)

第 18 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約不適合の担保責任)

第 19 条 契約目的物が契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めて契約目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完の請求、又は損害の賠償を請求することができる。甲が相当の期間を定めて乙に対して追完の請求をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託費の減額を請求することができる。

2 前項の規定による契約目的物の不適合に対する履行の追完の請求、委託費の減額の請求及び損害賠償の請求は、甲が不適合を知ったときから 1 年以内に、その旨を乙に通知して行わなければならない。

3 契約目的物の内容に重大な不適合があつて甲が委託の目的を達することができないときは、甲は、この契約を解除することができる。

4 前 3 項の規定は、その不適合が甲又は甲の指名する職員の指図により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙が、この指図の不相当であることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りでない。

(合意所轄)

第 20 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所浜松支部を所轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第 21 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

甲 静岡県浜松市中区中央二丁目 1 番 1 号
公立大学法人静岡文化芸術大学
理事長 横山 俊夫 ⑩

乙

⑩

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するに際して必要とする個人情報については、個人の権利、利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するに際して個人情報を取得する必要があるときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理をするための必要な措置を講じなければならない。

第4 従事者の監督

乙は、委託業務の従事者に個人情報を取扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認がある場合を除き、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等については、この契約終了後、直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の承認がある場合を除き、この契約による業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。